

海洋博公園サマーフェスティバル 2024
「第 46 回海洋博公園花火大会」等実施業務 企画コンペティション
特 記 仕 様 書

第 1 条 適用

本特記仕様書(以下、本仕様書)は、海洋博公園サマーフェスティバル 2024「第 46 回海洋博公園花火大会」等実施業務 企画コンペティション(以下、本コンペ)に適用し、本コンペを遂行するために必要な事項を定める。

尚、本仕様書中、発注者となる一般財団法人 沖縄美ら島財団を「甲」といい、受注者を「乙」という。

第 2 条 業務背景及び目的

「海洋博公園サマーフェスティバル」は沖縄県内を代表する夏の一大イベントとして、海洋博公園の利用促進及び公園利用者の満足度向上を図ることはもちろん、風物詩として定着し、本県、特に北部地域の継続的な観光振興に寄与するものとして、今回で 46 回目の開催となる。

本業務は、海洋博公園サマーフェスティバルの一環として実施され、海洋博公園花火大会実行委員会が主催する「第 46 回海洋博公園花火大会」を経済的且つ効果的に実施することを目的とする。

当公園が都市公園であるとともに、県下で重要な位置付けがされている観光施設であることに留意し、実施に当たっては単に集客性や収益性を高めるだけでなく、地域の風物詩として根付き、地域に長く愛されることを念頭に置き、企画提案するものとする。

また、不特定多数の来園者が見込まれることから、参加者にとって快適な環境を保ち且つ安全に実施することを第一義とすること。特に来園者多数によって起こる駐車場不足とそれに伴う沿道の渋滞など、例年の実績から想定される課題への対処（警備など）及びバスツアー商品造成とその販売促進などによる課題解決への取り組み案なども企画提案書に盛り込むこと。

さらに荒天によるイベント中止に伴う代替案も予め作成し、スムーズな運営を行うこと。

第 3 条 業務内容

下記の通り、本業務を実施する。

- 1) 履行期間：契約締結日翌日 ～ 令和 6 年 8 月 31 日（土）
- 2) 名 称：「第 46 回海洋博公園花火大会」
- 3) 主 催：海洋博公園花火大会実行委員会
- 4) 大会日時：令和 6 年 7 月 13 日（土）20：00～21：00

- 5) 実施場所：国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区 エメラルドビーチ及び御成婚記念の森
- 6) 観覧者数：保安上の理由によりエメラルドビーチ内に立ち入りできる人数を最大 15,000 人とし、ビーチ全面を有料区域とする。御成婚記念の森などその他公園エリア（無料区域）からの観覧者数には特に制限は設けないが、安全管理上の混雑管理などを怠らないこと。

7) 企画提案内容

乙は、第 2 条「業務の背景及び目的」に合致する内容とし、以下の項目及び別紙に定める企画条件も含めて企画提案すること。尚、実施場所が都市公園であるとともに、観光施設であることに留意すること。

7) -1 収益事業

- ①有料席販売（15,000 席）※収入上限 4,500 万円（平均単価 3,000 円）
- ②飲食物等販売店舗の設置(有料区域限定)
- ③臨時駐車場の運営(園外)
- ④シャトルバスの運営(園外の臨時駐車場と海洋博公園をつなぐ)

7) -2 運営事業

- ①花火打ち上げ及び演出 支出参考額：¥15,000,000-
- ②会場運営 支出参考額：¥12,245,000-
- ③臨時駐車場等運用及び周辺道路の安全管理 支出参考額：¥2,135,000-
- ④警備員及びアルバイト手配 支出参考額：¥4,000,000-
- ⑤告知等業務 支出参考額：¥4,950,000-
- ⑥興行保険への加入 支出参考額：¥2,050,000-
- ⑦その他

※支出参考額は、令和 5 年度実績値より

8) 一部事業費の拠出

7) -2 運営事業の実施費用について、甲は安全確保等に関する経費として一部を花火大会実行委員会等から拠出する。その他事業にかかる費用については、乙は 7) -1 収益事業で得られる収益ですべてを賄うこと。尚、すべての費用を収益で賄った上で余剰金が生じる場合は、これを乙の収益として認める。

- ①花火大会実行委員会等・・・¥14,500,000-

9) 留意事項

- ①花火大会実行委員会に関する調整は、甲が行う。
- ②乙は別途協賛を募る予定がある場合は企画提案時に示し、国営公園内という会場の特性から協賛企業の告知方法に制限が出る可能性を踏まえて対応するこ

と。

- ③企画内容と花火大会当日の実業務で、花火数量や安全確保に関する配置人数や実施方法などに乖離が認められた場合は、甲は8)に記した一部事業費の拠出を減額するものとする。

第4条 その他

- 1) 荒天による中止等について
荒天による中止の判断は、乙が予め設定した判断条件をもとに、甲乙協議のうえ中止を決定する。
- 2) 著作権・版權
 - (1) 業務の実施に伴い発生する著作権料等については、乙がこれを負う。
 - (2) 甲からの求めがあった場合に、乙は速やかにサマーフェスティバルの広報宣伝等に使用可能な出演者の写真等の画像データをCD-Rで1枚提出すること。尚、速やかに提出できない場合は、減額の変更契約の対象とすることがあるので留意すること。また、このデータを甲はサマーフェスティバルの実施に限り最大限活用できることとする。
 - (3) 乙は業務の実施に伴い発生したイラスト・写真の成果品に係る著作権及び版權については、甲に無償譲渡する。
- 3) 協賛広告及び告知について
 - (1) 乙は事業費を協賛広告によって賄う場合、国営公園内という会場の特性上、協賛企業の告知方法に制限が出る可能性があることを理解すること。
- 4) 甲は本業務の実施に伴い、必要と認められる場合は物品を乙に貸与する。
 - (1) 前回の実施結果報告書及び写真データ
 - (2) 海洋博公園に関するロゴ
 - (3) テント・イス・テーブル
 - (4) その他
- 5) 甲は提出された企画書について、いかなる場合にあっても返却しない。
- 6) 甲は提出された企画書等を本コンペの選定以外の目的では使用しない。
- 7) 甲は企画提条書作成に関わる問い合わせに対して、軽後なものについては個別に対応するものとする。本業務に関する重要な質問内容及び回答については、質問者に回答するほか一般財団法人沖縄美ら島財団HPにも掲示する。
- 8) 本コンペの参加者が企画提案書作成のために甲から受領した資料は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。
- 9) 企画提案書の記載内容に代替案や不確定要素の明示なしに実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、甲は乙を契約の相手方としないことがあるので留意すること。

- 10) 本コンペの企画書提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

第11条 成果品の提出

- 1) 乙は成果品については、作成した電子データを、電子媒体 CD-R で1枚提出する。
ここでいう成果品とは、報告書、写真、印刷物デザイン及び調査票などを示す。
- 2) 特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
また、「紙」による成果品の提出は、監督職員と協議の上、決定する。
- 3) 成果品の納品場所は、一般財団法人 沖縄美ら島財団 海洋博公園管理センター企画運営課とする。
- 4) その他、甲の指示するもの。